

- **自転車置場使用申込み** 平成26年度の自転車・オートバイの登録は、もうお済みですか？ 随時、管理事務所で受け付けていますので、登録をお願いいたします。（オートバイの登録には登録証明書が必要です。）子供用自転車（16インチ未満）は無料ですが登録の必要があります。本年度のステッカーは「**赤色**」です。なお、不用自転車は（子供用三輪車なども）、各自で市の粗大ゴミセンター（☎302-5374）に申込みのうえ処分してください。
- **雑排水管洗浄作業** 既に終了している棟もございますが、「雑排水管清掃」を**7月16日（水）～8月12日（火）**で行います。詳細については先日各戸へ配布致しました。専有部分の清掃となりますので、作業日を確認のうえ、必ず在宅して頂きますようお願い致します。

やむを得ず、在宅できない方は事務所に鍵をお預けください！！

- **池の鯉の処分** 昨年来池の鯉に病気が発生し、4回投薬しましたが全く効果がありません。そのため7月25日（金）～28日（月）に、現状の鯉等をすべて処分し、合わせて池の清掃・消毒を行います。期間中は井戸水の放水をストップしますのでご了承願います。
- **駐車場や自転車置場に荷物** を長期間置いたままにしているケースが何件か報告されています。荷物を置いたままにしますと盗難や景観の問題、場合によっては放火される危険性もあります。心当たりの方は速やかに撤去してください！！
- **日曜開所日** 7月度の日曜開所は**7月27日（日）**に行います。**9時から12時まで**管理費・駐車場料金等のお支払いにご利用ください。上記「自転車・オートバイの登録」も受け付けます。

転出・転入・長期不在の際は管理組合事務所で所定の手続きをしてください。



『区分所有者とは』
区分所有者は全員組合員で、脱退することはできません。総会の決議に加わる権利とともに、管理規約などを守り管理費などを負担する義務があります。管理組合は区分所有法にもとづく団体で、区分所有者全員で構成されます。
管理事務所から